

令和3年度 第12回(3月)名張市教育委員会会議録

1. 開催場所	名張市役所2階 庁議室
2. 開催日時	令和4年3月3日(木) 午前10時00分 開始 午後 0時25分 終了
3. 出席者	西山嘉一教育長、藤本幸生委員、川原尚子委員、辻愛委員、丸下純一委員
4. 欠席者	なし
5. 事務局	手島左千夫教育次長、金森國康教育総務室長、山村浩由学校教育室長、山口敦司市民スポーツ室長、田中弘二国体推進室長、松本孝寿文化生涯学習室長兼図書館長、森永美紀子教育センター長、福島良和教育総務室参事、山本卓生学校教育室参事、山村和久教育総務室教育総務係長(書記) (以下、議事録中は役職名は省略。)
6. 事項	下記のとおり

(教育長) 令和3年度第12回定例教育委員会を開催したいと思います。よろしくお願ひします。3月になりました。いよいよ子どもたちが卒業していく時期になったわけがございます。コロナの影響があり、このような中で卒業式が出来るのか、という心配もある中で、その時期になったと感じているところでございます。3月になりまして、年度末、また1年を引き継ぐ時期にもなってきたわけがございます。一方では、心配をかけております北中学校の件でございますけれども、この後でも質問等もいただいておりますので、それについては、状況等説明もさせていただきたいと思っているところでございます。コロナの状況という事で、まだ、コロナの感染に関わりましては高止まりの状況であるわけがございます。その中で、県が3月6日をもって終了という事で、先程からも話をしていたのですが、本当にその中で急にはそれによしという事にはできない中での、徐々にではございますけれども状況見ながら、進めていかなければならないと思っているところでございます。色々な形でご心配をおかけするわけですが、またご鞭撻ご指導のほどよろしくお願ひしたいと思います。座って失礼いたします。会議に入ります前に本日の会議の公開についてお諮りを致します。本日の会議の事項中、1報告第5号臨時代理した事件(令和4年度第1号補正予算要求)の承認について、につきましては、名張市教育委員会会議規則第8条の規定によりまして、非公開とする事を提案致します。委員の皆様方におきましてはご異議ございませんか。

(委員) 異議なし。

(教育長) はい、ありがとうございます。ご異議がないようでございますのでこれらの案件につきましては、非公開として会議を進行することと致します。

1 報告

第5号 臨時代理した事件(令和4年度第1号補正予算要求)の承認について【非公開】

2 議案

第1号 名張市立学校医、歯科医及び薬剤師の委嘱について

(事務局 説明)

(教育長) はい、ありがとうございました。ただ今、説明が終わったわけでございますけれども、これにつきまして、委員。

(委員) はい、ありがとうございました。学校の歯科医師、薬剤師、色々な活動をしていただいているのは分かりますが、コロナに関わって、おっしゃっていただいたみたいに保健所であるとか、ある程度、市の統一感が大事ですので、学校の校医の判断によってばらばらになるというのは別の意味の危険性もありますけども、2月末でしたかテレビを見ていたら、過剰な学校の対応みたいなテーマで、例えば手洗いを何回とか、それは当たり前の事ですけども、サッカーは禁止にするとか、給食は14分か15分以内にとか、そんな学校があるみたいです。それをわざわざ挙げて、最終的にコメンテーターがおっしゃるには、きちんと医療とかそういう専門家と連絡をいれながら、調整する必要がありますね、とまとめてありましたが、特に具体的に何かあったら学校は校医に相談かけるとかそういった辺りで何か話題になっているとか、上がってくるとかあるのかなど。今、聞かせていただいたら、そのコロナについては直接校医に相談をかけていないという事ですけども、色々な本当に専門的な方に入らせていただいていますので、何かあったら子どもの事も検診していただいていますし、相談もかけやすい。私たちもさせてもらってきたんですけど、その辺がコロナ禍にやり取りをしていただいているのかなどというのが気になりましたので、今の説明で分かりました。

(教育長) はい、よろしいですか。他の教育委員さんからご質問、委員。

(委員) はい、今コロナ感染があって、名小が440人と増えていますが、今まで以上に学校への先生の役割というのは大変だと思いますので、その点よろしくお願い致します。

(教育長) 事務局。

(事務局) おっしゃっていただいた通り、名小が実は人数が増えてきておりまして、もしかしたら、来年度ぐらいに2名に増やさないといけないのかという感じはもってはございます。ただ、まだ学校医にはご相談させていただいてはないですけども、先生が今年度これでいけるという事であればこのままお願いさせていただきたいと思っておりますし、少しご負担が増えるようであれば、予算の事もありますので、一定の時期に調整させていただきたいと思っております。

(教育長) はい。よろしいですか。

(委員) はい、今コロナ感染があって、今まで以上に学校への先生の役割というのは大変だと思いますので、その点よろしくお願い致します。

(教育長) はい、ありがとうございます。他の教育委員さんの方でご質問、ご意見ございましたらお出しいただきたいと思います。委員、よろしいでしょうか。

(委員) はい、結構です。ございません。ありがとうございます。

(教育長) はい、ありがとうございました。ただ今、提案のありました件でございますけれども、異議がないということでございますので原案のとおり議決をさせていただいてよろしいですか。

(委員) はい。

(教育長) はい、ありがとうございます。それでは原案のとおり議決させていただきます。

第2号 名張市立幼稚園医、歯科医及び薬剤師の委嘱について

(事務局 説明)

(教育長) はい、ありがとうございました。ただ今、説明が終わったわけでございますけれども、教育委員さんの方でご質問、ご意見ございましたらお出しただけたらと思います。よろしいでしょうか。

(委員) はい、結構です。

(教育長) はい、ありがとうございました。ただ今、提案がありました件でございますけれども、ご異議がないという事でございますので、原案のとおりさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

第3号 名張市教育委員会事務局組織及び処務規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局 説明)

(教育長) はい、ありがとうございました。ただ今説明が終わりましたが、教育委員さんの方でご質問、ご意見ございましたらお出しただけたらと思います。よろしいでしょうか。委員、よろしいでしょうか。

(委員) はい。ありがとうございます。

(教育長) はい、ありがとうございました。ただ今、提案がありました件でございますけれども、異議がないようでございますので原案の通り意見通させていただきます。よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) はい、ありがとうございます。

第4号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について

(事務局 説明)

(教育長) はい、ありがとうございました。ただ今、説明があったわけでございますけれども、教育委員さんの方でご質問、ご意見ございましたらお出しただけたらと思います。はい、委員。

(委員) はい、この日本スポーツ振興センター共済掛金は、俗に今までの学校災害というのでよろしいでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) そうですね。学校災害という事で、よくあるのは授業中の怪我とか、もしくはは休み時間の怪我、後はクラブ活動での怪我、学校の管理下での起こった怪我に対する給付

とさせていただいたら結構かと思います。

(教育長) はい、委員。

(委員) よく学校で怪我して、医療費の助成とか還付を受けるという感じでよろしいですね。そういうような類なものです。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) そうですね。医療費助成というのは医療保険から給付をされる形になるのですが、学校の中で起こった怪我に対する医療費についてはスポーツ振興センターから給付されると。医療保険の適用ではなくて、こちらの保険が適用されるといったような事になります。普通の風邪とかであれば保険を使う。学校の怪我であればこのスポーツ振興センターの保険を使うというイメージになります。

(教育長) はい、それでよろしいですか。

(委員) もう一点だけ。加入というのは任意でしょうか。強制というか、必ず入るものなのか。今、年間どれぐらいの方が利用しているのか、実績があるのか、もし分かれば教えてください。

(教育長) 事務局。

(事務局) 加入については、同意を得た上で入っていただくという形にはなります。あくまでも共済の互助ということですので、加入者の方がなるべく多い方が安定的な運営が行われますので、可能な限り加入をしていただくということで進めていただいております。

(委員) そうですね。必ず入るというのは無理ですね。はい、大丈夫です。逆に加入率というのはどうでしょうか。そこだけ、お願いします。大体で結構です。

(事務局) 加入率といたら、ほぼ入っていただいております。

(教育長) よろしいですか。はい、事務局。

(事務局) スポーツ振興センターを担当しております。令和3年度のみ数字しか記憶しておりませんが、全校生徒の中で加入をされなかった方は3名おります。その3名につきましては、それ以外の国の制度に基づきまして医療助成等を受給するというので、このスポーツ振興センターには加入しないという、ご本人の承諾を得る確認をさせていただいた上で非加入という事になっております。以上です。

(委員) はい、ありがとうございます。

(教育長) よろしいですか。

(委員) はい、ありがとうございます。内規が19年に制定されたのが、規則の制定ということで、より明確化になるという事で結構ですのでありがとうございます。

(教育長) 他の委員さんの方でご質問、ご意見ございましたらお出しただけたらと思います。はい、委員。

(委員) はい、ありがとうございます。委員と同じ観点ですが、支給実績については、例年どれぐらいの金額が支出されているかという事の報告など、これはどういう事かというのはお示しいただけるものでしょうか。

(教育長) いいですか。出ますか。はい。事務局。

(事務局) 今、持っている資料というのは過去5年間ぐらいの資料で、皆さんにお配りさせていただきました教育要覧に掲載させていただいている資料ですけれども、令和2年度で小中合わせて511件で494万円程度でございます。年によって当然違いますが、例えば、入院を伴うような大きな怪我をされた場合であれば給付額が非常に上がるといったよ

うな事もございますので、そういったような大きな怪我があれば上がる年度があるということもございます。令和元年度については515万円程度でございますが、平成29年度であれば670万円ということで、年度によって推移がどれになるかというのは中々見込みにくいところではあると思いますけど、先ほど申し上げました学校の中の怪我とか大きなものとかがあれば、もっと期間が長いようなものがあれば給付額として上がっていく制度でございますので、件数については今申し上げたような資料で公表させていただいたということでございます。

(教育長) 委員、よろしいでしょうか。

(委員) はい、出来ましたら児童生徒の、健康安全にかかる一番大事な事でしょうから、総数の形でも結構かと存じますけれども児童、生徒と分けて年度で、経緯が分かるような、そして傷病、死亡が出た形での数と給付の掛金とのバランス、これが分かるようなグラフを示していただきたいと強く希望いたします。要は、もちろん学校の中での傷病、怪我、事故、死亡というような事は想定したくない事ではありますが、実際には何らかの形で起きる可能性がある事でもありますし、また、こういったスポーツ関係の調査に、何らかの形で付与しているということも、今後、保護者の方の関心がいつそう高くなってくだろうという世の中でないかと思われますので、そういった事の説明も必要となってまいりましょうから、これを1人ずつの金額とって少ないようで少なくないと思いますし、これが、どう使われているかという事についても、説明するのが当局の責任、責務でないかなと思われますので、細事の仕方については今後ともご検討いただきたいと思います。以上です。

(教育長) はい、ありがとうございます。事務局、いいですか。はい、事務局。

(事務局) はい、ありがとうございます。示させていただいているのが小中学校別の給付額と件数だけでございますので、スポーツ振興センター、全国の自治体、国が入っている制度でございますので、その辺の掛金とのバランス等については市だけではなくて、国の振興センター自体の運営状況に関わるものでございますので、そういったような資料を使いながら説明をしていくようにさせていただきたいと思っております。

(教育長) はい、委員よろしいですか。

(委員) はい、ぜひともよろしく願いいたします。

(教育長) はい、他の委員さんの方でご質問ございましたらお出しただけしたら、はい、委員。

(委員) 申請して支給されるまでのトラブル等は、特に市内ではないですか。最近は。というのは3名の方の不参加という事ですけれども、本人、保護者の方の意思で入らないという家庭もありましたし、学校の管理下ですので、登下校も含めての守備範囲になりますね。子ども同士で転んだとか、何かあってとか、階段でつまずいてとかいうことだったら当たり前ですけど、子ども同士のトラブルで加害者、被害者の関係がはっきりしていたらおりない、そこまでおりるのではないかと。加害者の方が被害者の怪我を見て言われた時にここに入っているのだから、そこから払ってほしいとか、過去にはそういう経緯もあって、その関係があったらそれは適用されないという大原則がありますので、その辺のトラブルとか何の為に入っているのかとかそんなことも過去にはありましたので、最近はそのようなことないと思いますけども、その辺も色々なケースも想定していただいて、委員さんおっしゃっていただいたように、子どもの安全にかかわる事ですのできちんと正しく適用さ

れるようにとか、入らない方にはその趣旨もご理解いただいて、せっかくこの制度があるのだから個人負担ではなくて、お互いに調査していくというシステムですので、そういったところ学校から説明あるのだと思いますけれども、当たり前ですけれども正しく、運用されるようによろしく願います。

(教育長) よろしいですか。委員。

(委員) はい、ありがとうございます。確認ですけれども、今回規則が4月1日からの施行で新たに制定というその背景は何ですか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) はい、同じような内容というのは内規でも制定させていただいておりました。このスポーツ振興センターの掛金の内、要保護の方と準要保護の方の掛金については、保護者の負担ではなくて、自治体が負担した場合にその分が補助されると。掛金としてはいないという制度がございます。それについては要件がございまして、まず、経済的な理由で負担が出来ない方に対して市町村が変わって負担している場合が一つ、もう一つは、規則であったり要項であったりでそういった経済的な理由であるという事と掛金の額というのが示されている事の二つの要件がございまして、今までは、内規に基づいてその説明をさせていただいておりました、それに伴って補助も受けておりました。ただ、行政というのはずっと同じでいいというものではなくて、時代によって変わっていくものでございます。スポーツ振興センターにつきましても、事務の適正化というのをなるべくはかっていたきたいという事もございましたので、今回、内規というのはあくまでも行政内部のものになります。規則というのは行政内部を拘束するものですが、例規集とかで広く市民の方にも公開するものでございますので、内規ではなくて規則に位置付けて、より事務を適正化というか明確化するという意味で規則設定を新たにさせていただいたものです。

(教育長) 委員、よろしいですか。

(委員) はい、ありがとうございます。新規にお金をまた集める話に聞こえないでもないですね。例えば、市民目線で考えた時にも同じ事が起きないかと思っておりますので、広報、保護者の方への連絡については、非常に丁寧に対応いただきたい事案であると感じます。なぜかといいますと、幼稚園児からも児童生徒からも全員ほとんど集めていると。今までも集めていたと。それが、内規だったのを正しく制度化という形で規則を設けるという意味では、行政が明確化して非常に良い方向にあるということはあると思うのですが、一方で、徴収しない方についてのケアが拡大したわけではないわけですね。そうするとそれどういう事かと。確定的に取るという仕組みですね。取られる側からすれば思いますし、だからこそ、どれぐらい負担給付されるのと。そもそも、もっと問題なのは、これはどこから来た話かということで、お答えいただきましたけど独立行政法人で、日本全国こんなもの雨が降っていてもお金集めているわけですね、言ってみれば。だから、ずっとお金を集めているこういった事について、日本スポーツ振興センターというものについて、名張市の子ども達もどれぐらい色々な意味で便宜を受けているのか、やはりそこ疑問になりますよね。こんなお金の集め方されて、保護者からすれば徴収されているわけで、徴収という言葉がつくわけですから、しかも、掛金、共済という名前の中で徴収になるわけですから、税金みたいなものですね。入られていない方もいらっしゃるという事は、よほどよく考えての事だと思いますし、その他これに入っていなかったら学校で怪我したらどうなるのかって、さっきもありましたけど保険の話と何かごっちゃになりますよね。共済

だから保険かと思えますよ。共済と保険とどう違うかですよ。その辺も分かっている方は、日本スポーツ振興センターが何ものだという事だって、調べれば分かることですから、市の広報でもきちんと規則変わりましたではなくて、やはり丁寧に説明をしていただくような事も問題ではないかなと思えます。いかがでしょうか。

(教育長) はい、ありがとうございました。はい、事務局。

(事務局) はい、ありがとうございます。スポーツ振興センターの共済の分については、主に新入学生の説明会等で文書を配布させていただいております。ただ、委員さんのおっしゃる通り、新入学の方に伝える内容というのは非常に多くございますので、どの程度、保護者の方が見ていただいているのかということ、中身をよく分からずに入らないといけないという事で同意を得てくれている保護者というの、もしかしたら少なからずいるのかもしれない。媒体については、主に保護者の方に関するものですので、学校を通じて、少し分かりやすいような資料に基づいて、説明をさせていただかないといけないと考えております。

(教育長) よろしい、はい、委員。

(委員) 今の関わる事ですが、毎年、保護者にお知らせしていて、この550円なり、240円なりの金額はどのようにして徴収されているものでしょうか。保護者でありながら、あまり理解していないと感じましたのでよろしくお願ひいたします。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 幼稚園については、一応金額を定めさせてもらっているのですが、名張市については、14ページの第3条の第2項の中で子育て支援ということで、共済掛金は、幼稚園については徴収しないということで市負担となっております。小学校と中学校で基本的に550円。550円だけを直接徴収をさせていただくというよりは、学校の方で主に口座振替で保護者負担をしていただく、給食費等含めて振替をさせていただく中から納めていただいている、6月の末までに学校を通じて市に納めていただく。それを市からスポーツ振興センターの掛金として収めている。保護者の方からいうと、学校に関わる経費の引き落としの中からご負担いただいているという認識をもっていると考えております。以上です。

(教育長) 委員、よろしいですか。

(委員) はい、本当にあまり理解していなかったもので、直接払った記憶もないし、どういう形で徴収されているのかというのが、恥ずかしいですけど理解していなかったもので、今、理解しました。私の子ども自身も学校で怪我をして、それが元で入院した事があるのですが、その時、全然覚えていなくてすっかり忘れていたのですが、学校からこれ掛けているのでお金が出ますという事を言っていたので、その時はこういうのがあったのだなということで、必要なものかなと思うのですが、中々、保護者も理解していない部分も多いかと思えますので、その辺しっかりしていただけたらと思えます。

(教育長) ありがとうございます。はい、委員。

(委員) はい、今、保護者代表としての委員の話を伺っても市民への周知という面で、どのぐらいのレベルだったかというのは伺いしれるような状態かと思われました。それで、幼稚園の240円は徴収していないというような事、今、事務局からのお話にあったように思ったのですが、そうすると2条のいっている事と違ってくるのですか。ここはどうですか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) まず、日本スポーツ振興センターの中で共済掛金というのが決まっております。そのうち、保護者が負担する分と市が負担する分という割合を各自治体で決める事ができます。小学校であれば掛金は保護者が4割から6割の範囲内です。名張の場合は6割を設定させてもらっています。幼稚園についても同じような形で6割から9割は保護者負担となっておりまして、まず、振興センターが定める全体の共済の掛金の内、保護者が負担する分と自治体が負担する分というのを、まず第2条で定めさせてもらっております。名張の場合は、通常であれば幼稚園に通われている方も240円を負担していただくというのが通常の考え方でございます。ただ、名張市の場合、従前からそうなんですけども、保護者の経済的な負担を、幼稚園については軽減するといったような目的で、掛金を保護者から徴収せず市の方が負担をさせていただくといったことですので、共済の掛金としてはあるんですけども、負担は市の方がしているということをご説明の方で決めさせていただいているといったような内容の規則でございます。

(教育長) 委員、よろしいですか。はい、どうぞ。

(委員) 第3条のご説明ありがとうございます。第3条、そんな風に読めないです。今のご説明聞いて初めて、今、分かりました。2条と3条の関係、それから3条は市の負担で、2条は家庭の割合を決めるとは、ひと言も書いていないですね。だから、保護者へのこの規則自身もう一回、この規則でいいのかなとも思いました。今のご説明と合っていないので。それから、2条と3条のその説明というのは保護者の方にご存知なのでしょうか。市も負担してくれている、だから親も負担する、そういう発想であれば、まだ分かると思います。市も見て下さっている、だけど親としても掛金は負担する。それが、幼稚園だったらこれくらいの割合だけど、小学校だったらこれくらい、中学校だったらこれくらい。やはり分かりやすく、そういうご説明というのは必要じゃないでしょうか。それからもう1点、掛金割合とあって、市が負担されているという事については保護者の方に周知していただくという事が1点目。2つ目は、掛金で補てんしていただける怪我の程度だとか死亡したらどれくらいだとか、普通保険契約入る時とか共済契約にする時はみんな見ますよね。だからどれくらいまで、例えば、学校で死亡したらいくら出るのですかと。共済掛金の保証の範囲ってどれくらいですかと。この議案にも全くその資料ないですから、もし自分が保護者の立場で掛金のお金を払えと言われたら、いくら550円でも考えさせてもらいますよね。それから考えると資料も不足ですし、次回もう1度この案件、あげていただければと思います。掛金の範囲どこまでご負担される話を決めているのか全然分かりませんよね。そういった面ではつめが甘いのではないかと思います。いかがでしょうか。今回で決めないと間に合わないでしょうか。それであれば、臨時の次の会議でこの案件もお示しただけならと思います。以上です。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) まず、第2条と第3条の関係ですけども、第2条では共済掛金の額というのを定めさせていただいております。第3条については、共済掛金の額を定めた内、掛金は徴収しない場合ということで、先程、幼稚園の第2項の例を言わせていただきましたが、第1項での生活保護、要保護である場合や支援を受けている方についても掛金はあるけども、掛金は市の方、徴収しないといった構成になっているのがまず一点と、もう一点趣旨の中でも書かせていただいているんですけども、日本スポーツ振興センター法の第17条の第

4項という規定、これは何かというと、ここで資料はつけさせていただいてはございませんが、こういったような規定ということで、給付の、実際の保険内容というのは別途説明をさせていただかないと保護者の方に伝わらないという部分あると思うのですが、この規則については、法令上、特段掛金の額を決める、徴収の記述等を決める内容について規則自体の問題はないのかなと思います。ただ、委員さんおっしゃっていただいたように実際にこういったような怪我が出るの、学校の中で起こった怪我については病院にかかれば基本的には出るようになるのですが、どのぐらい出るのかとなると、普通医療保険の自己負担が10分の3、3割ですけど、この振興センターからいくと10分の4、1割分が足された感じで給付がなされると。医療費プラス医療費にかかった1割分が給付されるといった制度でございますので、その掛金をかける負担感と実際怪我が起こった際に返ってくるような金額については、先ほど申しあげました実際に説明をさせていただく時に少し資料等を分かりやすくさせていただく必要はあると思いますが、規則自体については、法令と内容については、当市の法制の担当にも確認させていただいておりますので、規則内容としては問題ないと考えております。以上です。

(教育長) はい、委員。

(委員) 徴収に関する規則の制定ですから、今回の議案はもし通るとしても、今後流れとしては、建て付けはよいと。その説明は分からないわけではないです。主語が要は市になっていて、第1条が、教育委員会が保護者から掛金を徴収するその規則を定めるのですから、それはもう全うな話ではあるのですが、そもそもこの共済掛金の徴収制度の規則はないのでしょうか。それを運用上説明するというのは、逆さな気がするのですよね。まず、そういう制度設計をして、その制度設計の内側の徴収の規則なら分かりますけど、それはどこかにあるのですか。徴収制度の規則。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) まず、申しあげましたスポーツ振興センター法の第17条というか、スポーツ振興センター法というのが、学校の管理下で起こる事故とか、疾病に対する給付を行うというスポーツ振興センターを設置するという規則とその内容について定めている法律がございますので、そういった全体の枠については法律の中で定められております。具体の掛金というのは、自治体によって変わることがございますので、自治体によって制定をさせていただくという形になりますので、元々の大きな制度については法律のスポーツ振興センター法の中でやっている制度とご理解いただければと思います。

(教育長) はい、委員よろしい。はい、どうぞ。

(委員) 長くなって恐縮ですけども、要は、一番全国共通法が一つあって、17条というのがあると。これは分かりました。今のご説明で。しかし、その自治体によって変わるというのは、行政の裁量で変わる事もあるのを文面化していないという事ですよ。そこが不思議ですけど。徴収の方法だけ決まる、だから中抜けになってしまっている。そういう印象持たざるを得ないのですが、その辺りどうですか。例えば、奨学金制度であれば、その制度というのを作って、その中でどういう徴収、配布するとか、寄付するとか、排除するとかそういう話がでてきますよね。これだって同じです。大きな法律があって、それに基づいて自治体で任されているのであれば、その制度を決めて、不足がある中でどういう徴収するかというそういう流れで決めていくのが行政ではないのですか。非常に市民目線で考えても不信感を覚えますけど、いかがでしょうか。

(教育長) よろしいですか。最初に、いつまでに、これは作っておかなければならないのですか。少し時間は取れますか。そのあたりはどうかと思ひまして。

(事務局) 内規でさせていただいていたものですので、これがなければ徴収できないものではないです。ただ、加入が4月からですので、4月で制定をさせていただきたいというのと、先ほど申し上げたように内規でやっていたものを規則に格上げするだけですので、時期的には例えば臨時の時にでも結構です。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 先ほど、担当から話をさせていただいたように、この制度設計自体は、実は、すでにある独立行政法人日本スポーツ振興センター法の中で組み立てられていると思ひますけど、そここのところがはっきりご理解いただけないと、この制度が一体どういうものかということが教育委員さん自身、皆さんが理解いただけていないと思ひますので、その説明も含めて、今度予定されている臨時の教育委員会の中で、先ほど委員のご意見にあったように、そういったところも含めて説明させていただいた中で、もう一度ご審議いただきたいと思ひています。そういうことでよろしいですか。

(委員) ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

(教育長) はい、ありがとうございます。4月の保護者への説明というのは、非常に大事なのかと思ひますけれども、それも含めて資料をつけていただく中で説明いただいた方がいいかと。この件については、次回の臨時の教育委員会の中での話ということでよろしいでしょうか。

(委員) よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

(教育長) それでは次に移らせていただきます。

第5号 名張市奨学金選考委員会規程の一部を改正する規程の制定について

(事務局 説明)

(教育長) はい、ありがとうございます。教育委員さんの方でご質問、ご意見ございましたらお出しただけたらと思ひます。はい、委員。

(委員) 市全体の審議会が設置されて色々な委員会を見直されているという事ですけど、今回このように減らされたといひますか、減員をした委員会というのはいくつもあるでしょうか。教えて下さい。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 例えば、先ほど申し上げました委員数の調査というのは、年に1回しているのですが、令和3年度でどれぐらいかというのは今時点では把握しておりません。ただ、この規則とか規定の中で、委員の構成というのを何名以内という形で制定しているものが比較的多くございます。例えば、5名以内という事であれば4名であっても3名であってもいいのですが、この奨学金の規定については、人数を5名という形で明記しておりますので、改正が必要ということで具体的な数字、実際任用減らした数字というのは、現時点では持ち合わせておりません。

(教育長) 委員、よろしいですか。

(委員) はい、委員が、教育委員会の委員さんでやっただいていただいているのですが、どう

でしょうか。支障ないでしょうか。

(教育長) 委員、よろしいですか。

(委員) はい。私、4年間、選考委員会に参加させていただいていたのですが、奨学金に対する実態というのを勉強させていただいて、貧困な家庭があるということも色々分かって、とても意味があったと私自身は感じているので、残念という気持ちはあります。色々な事情があって致しかたないと思いますので、これから教育委員会の場でしっかり報告していただけたらと思っております。以上です。

(教育長) はい。ありがとうございます。他の委員さん方で委員よろしいですか。

(委員) 年額3万円という奨学金とは違うのですか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) 支給の分については3万円で、貸付についてはもう少し金額は大きいですが30何万円とか24万円とか、はい。

(教育長) はい。どうぞ。

(委員) 前も出ていましたけど補正の時でしたか、たくさん減額をされていたということがありましたので、その時も意見が出ていたと思うのですが、それだったら財源なので戻すのも変ですが、もう一度使い勝手がいいように決める。見せてもらったなら3万円の、7月8月の申請期間があつてとか書いてくれてありました。見せていただいた時に、金額的にもう少しあげるとか、少しでも活用できるような状況にできたらという事を質問させてもらったのですが。今のところ、大きく見直しはないという事ですか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) はい、この奨学金については、先ほど委員もおっしゃっていただいたように、必要な方が十分活用いただけるような見直しが必要だと思っています。ただ、反面、この名張市の今の財政状況の中では中々そう簡単ではない、更にはこの奨学金の選考委員会の委員数だけではない、先ほどからもご説明させていただいたように、あらゆる市議会の委員数や内容の見直しも含めて、そういう方向に向かわざるを、今もってはですけれども、あるということです。そういう中で、一つはこの奨学金については教育委員会の中で、当然先ほどからもお話あったように、その内容であったり状況であったりというのも十分に説明をさせていただきながら、教育委員さん方々からのご意見ということも含めて、財政の状況もこれから一転好転していきたくらうと思われていますので、そういうところに合わせて、内容の見直しをしっかりと進めていかないと、せっかくそれこそ委員が先ほどおっしゃっていただいたように、当初予算で金額を見込んでおきながら、十分活用できずに補正でもってその使われなかった金額を戻すというような事にもなってしまうので、そのところは本当に大きな検討課題と思っています。

(教育長) はい。委員。

(委員) コロナ禍で収入が給料減額とか営業自粛でとかいう事でその対策用に出されていますね、名張市も。奨学金のそれはなかったですか。新たにというのは。新型コロナ感染に関わってというのは。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) はい、コロナ禍で新たにというのはないですが、令和2年度の時に、先ほど申しあげましたこれまでの運用につきましては、前々年度の収入を基に審査をしておりますので、直近の審査、コロナ禍で急変があった場合に追加というか、令和2年度につ

いては、追加で奨学金の募集をかけさせていただいたというようなことはございます。

(教育長) はい。委員。

(委員) 生活保護の基準の1.2以内とか落ち込んできた方も対象になったという事ですか、それはいいですか。基準がありますよね。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) 申請の内容で、コロナで所得が減ってというような内容であげてきていただいて、その理由を記載していただいているのはなかったように思うのですが、ただ、実際その家計の状況で、所得の要件しか審査してなくて、その理由までは問うていないので、もしかしたらそういったケースが含まれていたのかもしれないけれども、理由としてコロナでという事であげていただいたのは分からない状況です。

(委員) そこまでは分からない。

(教育長) よろしいですか。委員、どうぞ。

(委員) ありがとうございます。委員がおっしゃられたように私も制度設計が、もう少し柔軟に、対象の者とか申請の時期、制度設計を少し拡大していただきながら、もちろん、来年度の関係もありますけれども、市民の方が使いやすいような形で少しでも変えていただけるように、ご検討を、次回からお願いしたいと思います。以上です。よろしくお願いいたします。事務局がおっしゃられたのは、本当によくご検討いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

(教育長) はい、ありがとうございます。制度としては、やはり課題のある中での並行にはなりますけれども、このような形の中での変更という事でよろしいでしょうか。

(委員) はい、結構です。

(教育長) 委員、それでよろしいでしょうか。

(委員) はい。教育委員会からは教育長が出ているということで2名ではなく、1名ということでお願いします。了解いたしました。6番の方と入れ替えということも思いましたが、やはり外部の視点もいりますので、そのところ、やむを得ないかなと本当に背に腹は変えられないわけです。はい、了解いたしました。ありがとうございます。

(教育長) はい。ありがとうございます。それでは、これに関わって報告とか、教育委員会の中での議論等もやはり進めて行くという事も必要になってきますので、それはまた、今後の課題という事で、また進めていけたらと思います。これにつきまして、議案どおり議決という事でよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) はい。ありがとうございます。

第6号 名張市就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

(事務局 説明)

(教育長) はい。ありがとうございます。教育委員さんの方でご質問、ご意見ございましたらお出しただけならと思いますけれども、よろしくお願いいたします。委員。

(委員) 22ページに、学期ごとと書いていただいておりますけど、14,000円は、年額ですか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) 年額と致しまして、14,000円と考えてございます。

(委員) Wi-Fi、どのぐらい家庭環境が整っているか分かりませんが、私たちもそうなんですけど、支払いの時は、定額で月5,000円だったら、5,000円とか。特に使わないから、その都度1,000円とか、2,000円とか色々ありますね。だから、その辺をどう規定して決めていくのかと思ったのですけども。この年間14,000円というのは、どのように決めていますか。積算根拠ではないですけど。

(教育長) はい。事務局。

(委員) 話していただける範囲で結構です。

(事務局) オンラインだけではないですけども、この就学援助の費用については、国の補助が入っております。補助単価が実は決まっております。この14,000円というのは、その国の補助単価をそのまま採用させていただいております。通常、一番ギガ数の低いというか、通信料の低い分であれば、例えば1,000円少しぐらいでも通信の契約というのは可能ですけども、そんなに多くの映像などの通信とかがなければ、そういった契約でも大丈夫だと思います。ただ今後、例えば、授業と同じような大容量の物を家庭でも行うとなってくると、この就学援助費の水準では足りないとなってくるかと思うのですけれども、市が使用させてもらっているのが、国の単価を用いていますので、通信費の一部を支援させていただくといったようなご理解をいただければと思います。

(教育長) はい。委員よろしいですか。

(委員) はい。現場で、先生の話をお聞かせしてもらっていたら、今おっしゃっていただいた通りで、持ち帰って宿題、AIドリルとか、色々やっている程度だったらいいのですが、当初のように休業とかそういう形になってきて、もうそれこそズームで授業とか進めていかなければならない。学びを止めないという事で。そうなってきたら、とてもこの金額では収まらないようになってくるという事で、学校もその辺、保護者負担も感じながら、体制を考えていかなければならないし、一方では、やはり授業を進めていかないと。これはもう最悪の事態は分かりませんが、長期間に渡ってそういう事がまた起きるのだったら、考えていかなければならないので、またその都度、必要に応じて検討いただかないといけないと思います。提案いただいたことについては、分かりました。

(教育長) はい。他の委員さん方で、ご質問、ご意見ございましたらお出しただけならと思います。よろしいですか。

(委員) すいません。

(教育長) はい。委員。

(委員) 27ページの改正案のこの就学援助申請書の保護者のここは、印はいるわけですよね。これ、委任状がついているからですか。これは必要だと。

(教育長) よろしいですか。

(委員) はい。31ページはいらないですね。これ同意書だったら。保護者の印は必要ですね。それでいいわけですね。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) 委任状とか、もしくは契約書とか口座関係の書類とかで、全ての運用を廃止するというわけではなくて、不要と思われる部分を廃止していくといったような考え方を持っておりますので、まだ、様式というか行政の中でも押印を求めるといっているのは残っており

まして、委任状、同意書については保護者の認印を押していただくという形になります。

(委員) 必要だという判断ですね。

(教育長) よろしいですか。

(委員) 消し忘れではないわけですね。

(教育長) では、他の教育委員さんで、ご質問、ご意見ございましたらお出しただけたらと思います。委員、よろしいでしょうか。

(委員) はい。改正案と現行の書類を全部示していただきまして、大変詳しく説明いただきましたので、よく理解ができました。ありがとうございます。

(教育長) はい。ありがとうございます。ただ今、提案のありました件でございますけれども、ご意見ないようでございますので、提案のとおり議決という事でよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) はい。ありがとうございます。

第7号 名張市特別支援教育就学奨励費交付要綱の制定について

(事務局 説明)

(教育長) はい。ありがとうございます。ただ今、説明があったわけでございますけれども、この件につきまして、教育委員さんの方で、ご質問、ご意見ございましたらお出しただけたらと思います。よろしいでしょうか。委員、よろしいでしょうか。

(委員) はい。ありがとうございます。

(教育長) はい。ただ今、提案のありました件でございますけれども、ご意見がないようでございますので、提案のとおり議決をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) はい。ありがとうございます。それでは、原案の通り議決という事でよろしく申し上げます。それでは、議案は、これで終わらせていただいたわけでございますけれども、続きまして、協議に移らせていただきます。

3 協議

(1) 名張市就学援助費 新入学児童生徒学用品費等の増額について

(事務局 説明)

(教育長) はい。ありがとうございます。ただ今の件でございますけれども、教育委員さんの方でご質問、ご意見等ございましたらお出しただけたらと思います。よろしいでしょうか。はい。委員。

(委員) はい。改めて伺いますが、今、教えていただきましたこの就学援助費ですが、使用される方からは、給付の後、何か連絡とか、形式ばった報告なんていったら、それこそ大変ですけど、もう給付だけで後は特に何に使われているかとかまでは、厳密な対応は出

来ないというか、しないような形でやられているものなののでしょうか。一応、善意でこれは、どちらかというとなるべく性善説に立って、援助をされるような方向が良いと思いつつも、ただ悪用される方もいらっしゃるれば、それも困った部分もあります。その辺りいかがでしょうか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) はい。ありがとうございます。品目もいくつかありまして、例えば、修学旅行とか、校外活動、学校給食とかにつきましても、学校で給食をとっていたかとか、修学旅行への参加や不参加、写真を買ったか買わなかったかというのを、実は、お世話をおかけするのですが、学校で確認をさせていただいております。医療費については、医療券というのを教育委員会で交付し、病院の窓口で出してもらって、教育委員会に請求して下さいというような形で、病院から請求があったものを、医療費として支給をさせていただいております。少し難しいというか、学用品とかというのが、非常に難しく、購入いただいた物の明細をつけていただいたりとか、領収をこれまで実はつけていただいたりもしておりました。ただ、国も実は、そこまでは求めないと変わってきておまして、通常、学校で使う、主には先程申し上げた教材とかというのは、学校を通して購入していただいている部分が多いですので、その範囲内とかであれば、支出をしても差支えがないというような考え方も示されておりますので、従前、今年度も含めてこれまでというのは、保護者の方に多大なご負担をおかけする部分というのがあったのですが、少し簡素化をさせていただけるのかと思っております。大部分については、実際、保護者の方が負担をさせていただいたというのが担保できるものについて、支給をさせていただいていると考えております。以上です。

(教育長) 委員。よろしいですか。

(委員) はい。承知しました。ありがとうございます。出来るだけ簡素化の方向で、お願いしたいと思います。

(教育長) はい。ありがとうございます。他の委員さん方で、質問ございましたら、お出しただけだと思えます。はい。委員。

(委員) 中学校は変わらないのですか。中学校の入学、新入学の値上げはないのですか。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) 中学校の方も、新入学の学用品費というのがございまして、そこについて改定はございません。金額については、中学校の場合は、今年度も来年度も6万円という形で示されております。

(教育長) よろしいですか。

(委員) はい。結構です。

(教育長) はい。他の委員さん方で、ご質問等ございませんか。ないようでございますので、この方向で。

(委員) すいません。

(教育長) はい。委員。

(委員) 1点。先程の案件でもう終わっている事で恐縮ですが、今の(6)医療費との関係で、ぶり返してお話を伺ってしまって。確認ですが、36ページにございます現行の医療券の発行申請書、改正案の35ページでも、個人番号のマイナンバーを12桁、しかも、全部の家族、生計を一にする家族の情報を全部載せるというのは、これはなかなか他の申

請書では見ない様式になっておりますし、ここまで必要な理由というのは何でしょうか。ここでは、家族構成、ここは示すとありましたけど、医療券につきまして、個人番号、しかも税務申告でも、利用者のマイナンバーはつけなくていいというぐらいのレベルなのに、なぜここには、ここまで全員の分のマイナンバーをつけないと医療券は出ないのか。それなら止めておこうかという気持ちにならないでもないですけども、その辺りは、何か国の方から、医療券については、マイナンバーで、しっかりと情報取れるようにという流れがあるのでしょうか。教えてください。

(教育長) 事務局。

(事務局) はい。標準様式を使っておりますので、多くの自治体は同じような形になっていると思います。一つは、本人確認の為の個人番号の記載という事で、実際にその医療機関に、そのマイナンバーの方が、直接、行くわけではないですので、そういった様な統計的な物に使うものではないのかなと思っております。具体的には、なぜそこに書かないといけないのかという理由というのは、今すぐに思いつかないですけども、本人確認の為にマイナンバーカードを書き添えていただく一つの書式になっているのかと思っております。

(教育長) 委員、よろしいでしょうか。はい。どうぞ。

(委員) はい。ありがとうございます。他でも、個人の確認が出来るものがないのですか。この医療券の事につきまして、本人確認としては、被保険者証もあるわけですよね。基礎年金番号の通知書ですとか。そういった物があるわけですから。医療券を必要とされる児童生徒という様な事でも。だけど、家族の分まで何でいるのかと、非常に不明ですよね。例えば、案ですけど、これはもう決まった事なのでしょうけども、32ページの、就学援助申請書のような形で個人番号マイナンバーまでは全部必要ない形に改正していただくというのもあったのかと。もう、議事は終わっていますけども、そう思いました。出来れば、今回はこれで一回通ってしまっているかもしれませんが、次回、もしチャンスがあれば、前のここは出来ればなしという事も検討いただいて、もう一回、来年度にもご提案いただくという事でも良いのかとは思いますが、いかがでしょうか。

(教育長) はい。ありがとうございます。いいですか。はい。事務局。

(事務局) 個人番号、マイナンバーを書く意味合いというのを確認もさせていただいて、検討させていただきたいと思っております。

(教育長) はい。という事です。

(委員) ありがとうございます。よろしく願いいたします。

(教育長) はい。よろしく申し上げます。それでは、この件につきましては、この方向で進めて行くという事でよろしいですか。

(委員) はい。

(教育長) はい。ありがとうございます。

(2) 令和4年度名張市学校(園)教育目標について

(事務局 説明)

(教育長) はい。ありがとうございました。事務局から説明があったわけでございますけ

れども、教育委員さんの方で、ご質問、ご意見ございましたら、お出しただけならと思います。よろしいですか。はい。どうぞ。

(委員) 小学校の今説明いただきまして、色々聞かせていただいて、その通りだと思えますが、一点、本年度の関連事業、2ページの下の段。ここの活力ある学校づくりで、ビジョンの中には、色々、先生方の研修とか学校の組織力の向上とか書いていただいております。もう、後期に入るので、教育研究事業、これは良いですけど、部活動指導員配置促進がいつも入っていますけど、これよりも、それこそ学校のビジョンにも書いてくれてありますけど、CSを基盤にしたという文言もきちんと書いていただいておりますので、それに関わっての事業を挙げていただいたらどうかと。地域が協働事業か何かの名目で、予算も取っていただいておりますね。挙げていただいたらどうかというのが一点。

(事務局) 先程の一番下のブロックの、家庭・地域との協働の推進の一番下のところに、地域と学校の連携・協働体制構築事業のところにCS関連が入っております。これだけでは事業名だけですので、分かりにくいところがあると思いますが。

(教育長) 一番下の左下にあるところ。

(委員) 当初予算に、コミュニティスクールの推進事業というのがありましたね。あれと同じですか。これは。

(事務局) 同じになります。

(教育長) よろしいですか。

(委員) はい、結構です。わかりました。

(教育長) 他の委員さん方で、ご質問をどうぞ。

(委員) 前回、言わせていただいた園の目指す姿、一番上の段の左側の細かい事です。文言ですけれども、縦の連続を、というのを接続にという事で、小学校と同じように揃えておいていただいて。ビジョンに入っている文言ですので、連続を接続にさせていただいたらどうかと思います。前回、言わせていただいて、ここだけ直っていないと思いますので。

(事務局) 修正します。

(委員) 後、一つだけ、よろしいですか。小学校に戻って、本年度の重点事項、新たに書いていただいて、小中一貫も入れていただいておりますのですけれども、毎年、これ出していったら、学校、小中学校、公立幼稚園も名張幼稚園もそうですけれども、これを基に要覧とか学校の教育計画を作っていただきますので、例えば、コロナの部分の子ども安全とか、それから事件ではありますけど、北中の事を受けて、それを踏まえて名張市として、もう一度見直して再発防止に力を入れていくのにと。そういったアピールという表現がおかしいかもしれませんが、見える化をしていくという事でも、そういう観点で何か考えていただいた結果かどうかというところだけ確認をさせていただきたいと思います。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) はい。おっしゃる通りで、安全、安心が一番の学校のポイントだと思うのですが、もちろん、そういう事も考えさせてはいただいております。ただ、元々、この学校教育目標自体が、ビジョンに基づいて構築されて書いているところがございますので、大きな枠組みについては、基本的にはこれに揃えながら、考える事は考えさせていただいたのですが、その部分だけ特化しているのは、今回は避けさせていただいております。

(教育長) 委員、よろしいですか。

(委員) はい。

(教育長) はい。どうぞ。

(委員) 前も言わせていただいたのですが、具体的な事案というか事件の中で、まだまだ、加害者、被害者の関係とかいうものは不可解なものがありますけれども、本当にその関係が分からないまま、なぜという感じで、今のところ、はっきり言ってそういう状況だと思っておりますけれども、それはここの話の中では通じていくけれども、今回の事を受けて名張市の教育委員会とか学校現場が、保護者とか子どもとか地域とか市民に対して、今回の事を受けて何をどう改善していったら再発防止に努めるかと言われた時に、不可解な事件でしたというだけでは絶対に済まない。そういった部分にアピールをしていく。例えば、心の教育とか、命の教育とか。あえて、そういう部分があるのではないかと思いますので、そういった事を考えて、最終的にバランスのことも考えて、これに収まったという事は、それはそれで結構ですけれども。そういった部分も必ず何か持って行っていただいて、これから今のところへアピールしていったら、それによって、今まで通り学校はもちろんですけれども、やはり保護者とか市民との信頼関係を構築していく事をしていかないと、いつの間にか終わってしまったのでは、やはり教育に対する信頼が落ちると思います。一生懸命やっていたけれども、その辺の事も、教育委員会として、やはり考えていく必要はあるのではないかと思いますので、新たに入れていく必要がないということだったら、それでいいですけども、考えていただいていたのを聞かせていただきましたけれども、その辺が見える化とか、なんかの部分で。これ一年間の事ですので。令和4年度の教育目標となりますので、その辺を重点的に、ここにもう一度力を入れ直すという姿勢があってもどうかと、私は思います。以上です。

(教育長) はい。ありがとうございました。今、貴重な意見いただいたわけですが、例えば、心の教育を入れていくという事も、教育委員会としては考えていかなければならないのかと感じたわけです。また、新たに示さなくてもいいですね。ここで示さなくても。

(委員) 検討いただいてもこのままでいかれると思うのですが。それを踏まえていただいているのだったら、それは結構ですけれども。そういう感じを持ちましたので。はい。

(教育長) はい。事務局。

(事務局) 実際、具体については、もう本当に命の大切さに関する教育についても、この前から、臨時の校長会議でも言わせてもらう中で、色々な箇所で、そういった教育を進めていく事については、強く話はさせていただいているところでございます。そんな中を踏まえまして、今のお話をいただいた中で、ここのところに改めて、もう一度その辺を入れていくのであれば、そこは検討させてもらうのですが、もう一度こういうのを改めてさせてもらった方がよろしいですか。

(教育長) 変更がある場合、再度示す方がよろしいか。

(事務局) 機会が、なかなか。

(教育長) はい。委員。

(委員) やはり、一番、この4年度というのが、前回あった事で本当に皆さんそれぞれ考えている事があると思いますので、何らかの形で見える化をしていただいた方が、やはり市としても、市教委としても考えているというか、いけると思うので、何らかの形を入れてもらわないと、このままでしたら以前と何も変わっておりません。この中にも気持ちが入っているかどうかは、分からないと思います。

(教育長) よろしいですか。

(事務局) はい。また、検討させてもらって。

(教育長) 改めて示すという事でよろしいですか。何らかの機会の中で、示させていただくと。

(委員) 分かりました。はい。

(教育長) よろしいでしょうか。はい。委員。

(委員) 一言、感想ですが、基本目標1 確かな学力の育成で、いくつか挙げられている中で、グローバル人材の育成という目標があって、そして、2ページの下の所で、関連するものとしては、小学校中学校へのALT派遣というものが、直接的な英語教育みたいな事でおっしゃっているのかと拝察しておるのですけれども。出来ましたら、希望するところとしましては、グローバル人材というのは、英語が出来る人という事を、教員に英語が出来る事がグローバル人材だという思い込みをさせる様な方向性を、出来れば作っていただかない方が良いでしょう。日本には日本の良さがあって、日本の良さを伝えていく。そういう国の事について学ぶ事の方が、グローバル人材を育成する基本であると考えた場合には、2つ目の豊かな人間性の醸成の事に入っている「なばり学」というものが基礎になってくるのではないかと非常に思うわけです。ですから、グローバル人材といった時に現場の教師達は、英語教育だともう端的に思うと思うのですけれども、そうではなくて、郷土を知り、名張を知り、そして三重県を知り、日本を知りという様な、私達の地に足が着き、教育をしっかりするというところをグローバル人材の育成というところの運用の部分で、配慮していただきたいと強く希望致します。以上です。

(教育長) はい。ありがとうございます。他の委員さん方でいかがですか。色々な形でご意見いただいたわけですが、その中で見直すべきこと、あるいは盛り込むべきことというのを今、意見いただいているわけですが、先程からもご意見いただいている中で、その部分も整理した中で、再度示させていただくという事でよろしいですか。

(委員) はい。よろしく願い致します。

(教育長) はい。ありがとうございます。これについても、また、再度示させていただくという事で、よろしく願いしたいと思います。

4 その他

1) 令和3年度全国体力運動能力・運動習慣等調査の結果について

2) 令和3年度スポーツ指導者研修会について

3) 図書館だより(2022年3月号)

4) 令和4年度名張市教育センター研修講座予定について

5) 教育センターだより

6) その他

・各所属からの諸事項

1) 令和3年度の全国体力運動能力、運動習慣等調査の結果について

(事務局) 令和3年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実態の分析をお伝えしたいと思います。資料の1ページです。この調査は小学校5年生と中学校2年生を対象として平成20年度より毎年全国的に行われているものです。昨年度に限っては実施できておりません。名張市ではこの調査に向けて小学校3年生と中学校1年生でも独自に行っているために経年変化についてもお伝えしていきたいと思っております。まずは小学校5年生の記録です。男子の体力合計点は全国と比較して0.62ポイント上回りました。種目別に見ると全国平均を超えた種目が5種目でした。続いて2ページです。女子の体力合計点は全国平均と比較して0.44ポイント下回りました。種目別に見ると全国平均を超えた種目は4種目です。名張市子ども教育ビジョンでは総合得点による評価の基準をAからEで表したもののうちABCの合計による目標値の設定を行っております。目標値は小学校では75%になっておりまして、男女とも目標値を超えることができませんでした。3ページをご覧ください。経年変化を見てみますと、小学校3年生と比較しますと、男子は6.7ポイント下回り、反対に女子は1.8ポイント上回っております。4ページからです。種目別に見てみますと、ソフトボール投げは例年通りの課題となっております。柔軟性が必要とされる長座体前屈も課題として見えてきました。2種目とも一朝一夕では習得するのが難しい種目ですので、投げる力、柔軟性を高める運動を体育の授業の中に少しずつ入れていくとともに日常生活においても意図的に体を使う機会を使っていきたいと考えております。続いて8ページからです。中学校2年生の記録です。男子の体力合計点は全国比較して2.00ポイント上回りました。種目別に見ると全国平均を超えた種目は6種目です。ただし、反復横跳び、50メートル走は三重県平均を超えておりません。続いて女子です。女子の体力合計点は全国平均と比較して2.29ポイント上回りました。種目別に見ると全国平均を超えた種目は7種目で20メートルシャトルランにつきましては三重県平均を超えておりません。ABCの合計ですが、中学校は男子が80%、女子が90%を目標値として設定しております。これについては男女とも目標設定値を超えることはできませんでした。10ページです。経年変化で見てみますと、5年生時と比較しますと、男子は1.0ポイント下回り、女子は14.8ポイント上回りました。種目別に見ますと、注目したい点は、投げる力。ハンドボール投げが全国平均より上回ったというところがございます。これは名張市が近年課題であった投げる力について保健体育代表者会において、小中の実践交流を図ったり、教育センター研修講座で研修を深めたりして、各校が工夫して取り組んでいただいた結果が成果として現れてきたと考えております。続いて運動習慣等調査になりますが、Q1から体育関係のことが書かれております。これらは全国と比べてよい結果となっております。特に私が17ページのQ19で言いたいことです。新型コロナウイルス感染症の影響前と現在を比較して、あなたの運動やスポーツへの取組はどのように変化しましたか。という問いに対して、時間が減ったと回答した児童生徒は全国と比較して少ないという傾向になりました。今までの調査の結果からも、コロナ禍においても学校においてさまざまな場面で体を動かす機会を持つことでこの質問に対する結果というものが全国平均よりよい結果となったと思っております。名張市としましては、体力、運動能力については全国平均と比較して若干よい結果になっています。運動習慣等調査についても全国平均と比較してよい結果となっております。しかし名張市子ども教育ビジョンの目標値であるABCの合計の割合については、小中とも女子は目標値に迫る結果になる一方で、男子は10ポイントほど低くなっております。新型コロナウイルス感染

症、感染拡大以前には目標値を超えていったカテゴリーもございますので、小中一貫した取組の中で一層の向上を目指していきたいと考えております。基本的には今後も指導と評価の一体化を推進し、主体的対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図っていく必要があると考えます。同時に学校や家庭生活においても、体を動かす機会を意図的に仕組んでいく必要があると考えております。今後も名張市学力体力調査活用検討委員会や保健体育代表者会議において、名張市子ども教育ビジョンに示す目標値に計画的に迫れるよう来年度の具体的な方向を示していきたいと考えております。以上です。

(教育長) はい。ありがとうございました。今、事務局から説明があったわけですが、これにつきまして、教育委員さんの方で、質問等ございましたら、お出しただけらと思えます。はい。

(委員) はい。すいません。

(教育長) はい。委員。

(委員) はい。ありがとうございます。ご丁寧な資料拝見しまして、充分状況が拝察できました。理解できました。ありがとうございます。やはり、ここ1・2年の影響が大きく出ているのではないかと懸念されます。気持ち的にはそんなに変わらないと、最後のアンケートであると思うのですが、時間が減っていないという事では、全国と比べてはそうなのかもしれませんけれども、体力的には衰えているという事での傾向が、こんなにはっきり出てきている。私から見ると、はっきり出ているように思うのですね。それこそ毎日宿題に30分外で遊ばせるとか、宿題に活動を入れていかないと、本当に外でも子どもたちは座ってみんなでゲームやっているだけとかも見ますので、そう考えると、本当に強制的にプログラムを組まないと、多分、貧弱な子ども達になってしまうと。その辺り、具体的な施策を、ぜひ実施いただけるよう学校の教育でも先生方と一緒にやっていただければと思いました。以上です。

(教育長) はい。ありがとうございます。ご意見という事でよろしいですか。

(委員) はい。結構です。単に感想です。

(教育長) はい。ありがとうございます。他の委員さん方でご質問等ございましたらお出しただけら。よろしいですか。それでは、その他の項につきまして、これで終わらせていただきたいと思えます。今後の定例教育委員会、またその他の教育委員会の日程についてよろしくお願ひします。

・定例教育委員会の日程について

決定	4月	7日(木)	午後	2時～	庁議室
予定	5月	9日(月)	午後	2時～	庁議室

・臨時教育委員会の日程について

決定	3月	9日(水)	午後	2時～	庁議室
----	----	-------	----	-----	-----

(教育長) はい。ありがとうございました。時間もだいぶオーバーしてしまったわけですが、令和3年度の第12回定例教育委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

